発行所（郵便番号100）
東京都千代田区丸の内2－4－1
丸ノ内ビルヂング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所
Tel（212）4007・1447
編集責任者　中嶋　博
印刷所　関東図書株式会社
定価200円（年間購読料参千円）
1984年7月25日発行
第16巻　第7・8合併号
（毎月1回25日発行）
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報
Bulletin Vol. 16　No. 7・8合併号
Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンと日本

Sweden and Japan

常務理事　東海大学教授　藤　牧　新　平
Managing Director, Prof. Shinpei Fujimaki

スウェーデンで、たばこを吸わないのに、肺がんで死んだ女性の遺族が、死因は、製図技師として働いていた職場の同僚が、たばこを吸っていたからだとして、労災保険適用による補償を求めて訴訟を起し、裁判所は、その訴えを認める判決を下して、現在、控訴訴中だという。（「朝日」1984年6月28日）北欧の片隅で起きた一事件が、日本の新聞の一面トップに取り上げられたのは、わが国もそしてまた、どこの国でも似たような問題を抱えているからである。ただ、暗黒アフリカの国々では、がんよりも、先づ餓え死を防ぐ方が、さし迫った問題だろう。労災も年金も、人間が餓え死せず、長生きするようになってからの話だ。日本だって、40年前には、カボチャを食べ、スイトンをすすって、やっとこさ生きのびていたのだから、がんだとか労災だとか、「ゼイタク」な事をいえるようになったのは、ついこの20年間の事に過ぎない。

スウェーデンも、かっては、ヨーロッパ第一級の軍事大国であり、グスタフ・アドルフ、カール12世の名は、今でも、軍事史に必ず登場する。しかし、現在では、このヴァイキングの子孫たちは、もうすっかり大人しくなって、話題といえば、どうしたら、戦争しないようにするか、もし戦争が起きたら、どうしてそれに巻き込まれないようにするか、ばかりである。外交の進路がこういう風に決って来ると、当然、肺がんに労災を適用するかについて、真剣に論争する余裕が生れて来る。

日本もスウェーデンのようになるだろうか？かって私は、日本の敗戦（1945年）を、ポルタヴァの戦い（1709年）になぞらえた事がある。もっとも日本は、まだまだ欲も色気もあり過ぎて、40年も平和が続くと、すっかり昔の事を忘れてしまいそうになる。しかし、日本の40年の平和も、スウェーデンの、もうそろそろ200年になろうかという長い平和に比べれば、別に大した事でもない。スウェーデンが、この長い平和を維持するのに苦労を重ね、智恵をしぼり、屈辱に堪えて、ついに、世界でも最高級の生活水準にまで到達した経験はわれわれ日本にとっても、貴重な教訓となり得る。

桃源郷というのは、この地上では、物語の中にあるだけで、現実には、どこにもない。スウェーデンもまた、沢山の問題を抱えている。そして、そのうちの大部分は、日本と共通するものばかりなのである。

目　次

スウェーデンと日本……………………藤牧　新平…1
見直し迫まられるスウェーデン法律扶助法
………………………………………菱木昭八朗…2
（論文紹介）スウェーデンにおける地方分権化
（Dr. Agune Gustafsson）…姥塚文明要約…3
（ニュース）アルヴァー・アールト展……………5
研究会ニュース、ＳＩＰニュース…………………5

見直し迫まられるスウェーデン法律扶助法

Rättshjälpslagen i revision

―5月19日付　スヴェンスカ・ダーグブラーデット紙より―

専修大学法学部　教授　菱　木　昭八朗
Prof. Shohachiro Hishiki

5月19日付スヴェンスカ・ダーグブラーデット紙（スウェーデンで最大発行部数をもつ朝刊紙の一つ）によれば、今、現行スウェーデン法律扶助法の改正問題を検討している「法律扶助法改正審議会」(Rättshjälps Kommitten) から、遅くともこの八月末頃までに、法律扶助法の一部改正を目的とする同審議会答申が政府に提出される見込みであるという。

改正の主眼は、これまで法律扶助法の適用対象となっていた家屋の売買に関する訴訟事件と交通事故による損害賠償請求に関する訴訟事件を法律扶助法の一般法律扶助 (allmän rättshjälp) の適用対象の枠から外そうというものである。

ところで一般法律扶助 (allmän rättshjälp) という制度は裁判費用の一部を国が負担する制度で、刑事被告人に付せられる国選弁護人 (offentlig försvarare) の選任制度と共にスウェーデン法律扶助法の中心的な存在をなすものである。

わが国の場合でも経済的困窮者に対する裁判費用の公費負担制度つまり法律扶助制が存在するが、スウェーデンの一般法律扶助制度は日本のそれと異って、一般法律扶助制度を利用しようとする者は、利用者の年収そして扶養家族の数を基準として算出された一定の金額を負担しなければならないことになっている。そのために一般法律扶助制度は一部醵出制法律扶助制とも呼ばれている。しかし一定の金額だけを負担すれば事件の種類その内容の如何にかかはらず、後の残りの裁判費用はすべて国が面倒をみてくれることになる。無一文でも裁判を起すことが出来るのである。従ってスウェーデンではお金がないから裁判所による救済をあきらめるという理由がない、といわれている。それでは一体なぜ今回の法律扶助法改正論議で、家屋の売買に関する訴訟事件と交通事故に基づく損害賠償請求事件を法律扶助法の適用対象から外そうという考え方が生れてきたか。

国の緊縮財政政策に応えるため、年々膨張してくる法律扶助費の削減を意図したものである。来年度法務省予算中法律扶助費予算は277百万クローネ、本年度予算の25%増となっている。そして例年の統計からみてそのうち約60%が一般法律扶助費として消費されるものと予想されている。

ところで一般法律扶助費中、一番の金食い虫は離婚事件（含む親権・扶養問題）で、その次に一般法律扶助費を食っているのが家屋の売買に絡む訴訟事件であり、また交通事故に基づく損害賠償請求事件であるといわれている。法律扶助法改正審議会会長のヤーン・ヨンソン氏の説明によると、上記二種類の訴訟事件を法律扶助法の適用対象から外すことによって、約10%の経費節約に役立つということである。

しかしそれにしても問題は残る。確かに、法律扶助予算の金食い虫である訴訟事件を、法律扶助法の適用対象から外すことによって経費削減は可能になるかも知れない。しかし法律扶助法の適用枠から外された訴訟事件をこれから起そうとする者に対しての権利保護は一体どうなるのか。

法律扶助法改正審議会は家屋の売買、交通事故による損害賠償に関する訴訟事件を法律扶助法の適用対象から外すかわりに、それの事件の訴訟費用を損保会社に肩代りさせることを考えている。新聞情報では、どのような形で家屋の売買、交通事故による損害賠償請求に関する訴訟費用を損保会社に肩代りさせるか、必ずしもあきらかではないが、訴訟費用の保険化を考える上で一つの示唆に富む提案であると思う。

しかし、スウェーデン弁護士協会ストックホルム支部長ビヨルン・エードグレーン氏の云うように、一部訴訟費用を損保会社に肩代りさせることによって、ある程度の法律扶助費節約は可能となるであろうが、果してそうすることによって個人に与えられている裁判を受ける権利の保障は全うされるであろうかという不安がないでもない。

ともあれ、どのような形で法律福祉立法としての法律扶助法の改正が行われるか極めて興味のあるところである。尚、現行スウェーデン法律扶助法については、拙稿「スウェーデンにおける新しい法律扶助法と訴訟保険」専修法学論集第18号（昭和49年6月）参照　　　1984. 5. 25 記

<論 文 紹 介>

スウェーデンにおける地方分権化

Decentralization in Sweden

Dr. Agune Gustafsson

〔I〕 背景および概念

(1) 肥大化と中央集権化に対する反動

スウェーデンの近年の地方分権化論議とその為の諸改革は、第2次大戦戦後の肥大化および中央集権化と関連づけて吟味されなければならない。これらの過程で現われてきたのは、都市化・工業化そして生産を意志決定双方の専門化である。中央集権化とその結果としての構造変化は多くの弊害をもたらしたが、それらの克服を目指して諸々の改革が商工業および中央・地方政治双方において要請されるようになった。この論文は地方分権化に関する諸問題の全体的関連を明らかにするものである。

(2) スウェーデン——分権的体質

スウェーデンには国際的大都市が今までに存在していないし、工業の大半も地方に立地してきた。このことが中央集権化を阻み地方分権化を促進していた。スウェーデンにおける肥大化と集中化は1950年代と'60年代を通じて進展したが、'70年代初頭には新しい傾向がみられ始めた。人口の大都市圏への移動が鈍ってきたのである。これ以後、諸組織の肥大化に対する反動が現われてきた。

(3) 地方分権化の概念

地方分権化の可能性を研究するために、地方分権化特別委員会が1975年に設置された。この委員会は地方分権化の視点を政治・行政・経済の3点に規定しているので、本論でもその三つの視点から地方分権化に言及するものである。

(4) 地方分権化を促進する諸動因

経済効率、民主政治の目的および環境論議への配慮は、すべて地方分権化に有利に主張されてきた。さらに地方分権化は、防衛政策および雇用の点からもその促進が主張されている。

〔II〕 地方自治による分権的統治

(1) 地方自治体と県議会の任務

284の地方自治体と23の県議会は一般権限と特別法定権限を有するが、それらの大部分の活動は国の特別法の拘束を受けている。さらに地方自治体と県議会は地方所得税の賦課、各種料金の設定および公債募集の権利を与えられているので、包括的徴税権をも有している。

(2) 地方自治の拡張

1950年代まで国の公共支出の割合は、地方自治体や県議会のそれよりも大きかった。しかし今日では後者が公共部門におけるすべての消費および投資の約$\frac{2}{3}$を占めている。

(3) 地方分権化と地方自治体規模の改正

2度の境界改正によってスウェーデンの地方自治体の数は、1951年の約2500から1984年の284までに減った。これらの改正は、地方自治体がもっと大規模化され豊富な財源を備えるなら、より広範な職務を国から委任されるという想定に基づいていた。しかし、このような形での地方分権化は、地方民主政治という点ではむしろ逆効果を及ぼすことがわかった。

(4) 減少する国家統制

現段階における地方分権化の為の最も有効な方策は、国からの権限の移譲ではなくて、地方レベルでの裁量範囲を制限している細かい国家統制の廃止である。1977年地方統治法には、地方政治に関する細かい国家規定の包括的削減が盛り込まれていたが、現在も「国家および地方統治委員会」によって、国家の細部にわたる規制監督を減少させる活動が継続されている。

(5) 一般法と監督

地方自治体の職務の多くは市民生活に密接に影響するので、ある程度の国家による監督は依然として必要である。ただし近年の特定の法律は、詳細な条項をほとんど含まず、目標や指針を掲げるだけという傾向にある。こうした傾向は地方分権化の余地を提供する。しかしこの種の概略的な法律が実際に、地方自治により多くの自治をもたらし細部にわたる国家管理を減少させてたかどうかについては議論の余地を残すところである。

(6)　地方諸機関

地方における地方自治当局の職務を遂行する試験的な地方自治小委員会が、50以上の地方自治体で設置または計画されている。こうした地方分権化は、自治体の境界改正以前に存在した小さな地方自治体の意志決定手続きへ戻る第一歩とみなすことができる。

〔Ⅲ〕　中央政治の地方分権化

(1)　地域政策

地方分権化を達成するための努力は、地方自治体の責任を増大させることと地方レベルでの移動のより大幅な自由化を確立することにのみ関与していたわけではない。国家行政を地方に分散させ、さらに地域政策によって大都市圏への富の集中を少なくするための念入りな努力もなされてきた。この後者の目標は広い意味で地方分権化を意味する。

(2)　1971年の全国県行政改革

地方分権化促進のために全国県行政の包括的改革が1971年に行われた。それまで行政は政府の任命する県知事によって統轄されていたが、その改革により一般政策の特定重要事項を決定する非専門家委員会が導入された。

(3)　1979年の国会決議

1979年にスウェーデン国会は、地方分権化へ向けての一般的方針を決定した。地方分権化に関して採択された10項目の計画は、国家行政における各段階での地方分権化問題の永続的監視に対して、政府に委ねられている諸機能の政治的統一を与えた。また国家機能の地方分権化と地方化の調整のために、地方分権化代議員が管轄官庁におかれた。

(4)　決定または実施された地方分権化のための方策（1979～1982）

以下の例は地方分権化の取組みの広がりを明らかにするのに役立つ。

①　代議員／政府管轄官庁業務の地方分権化。管轄官庁から業務を移すのは、政府の人々を些末な業務から解放して、彼らがもっと全般的な問題に集中できるようにするためである。

②　国防省内で中央および地方最高司令部から地域レベルへ権根と職務を移譲する一連の政策決定が行われた。

③　社会庁と学校教育庁は、新しい組織構造と職務を獲得した。

④　国会は警察組織の改革に関する根本方針の決議をした。

⑤　郵政省や国有鉄道のような公益事業や企業体において、地方分権化を達成するために同様の努力がなされてきた。

(5)　地方分権化と1982年秋の政治変化

社民党現政権は管轄官庁での地方分権化問題の取扱いに手直しを加えた。公益事業や中央当局における国家機能の地方分権化に関連する諸問題を調整するために、地方分権化代議員に代わって特別研究グループが結成され、情報技術と電話通信の分権化へも大きな関心を払っている。こうした努力にもかかわらず、世論は地方分権化の進行状況を順調とはみていないようである。これはひとつには戦後の中央集権化と肥大化が徹底的であったからである。最近の経済不況に対して政府および国会は地主協定や経済統制をしいたが、これらは必然的に地方自治体の活動の自由を減少させた。このような状況の中で目下注目されているのが、国・地方自治体・企業による連合組織体である。

(6)　地方分権化と政治統制

地方分権化の進行過程で現われてきた本質的問題は、地方の自己決定および地方分権化の要求と政府・国会の政治意志との釣合いである。国と地方当局との協力を求める要請は、個々の地方自治体と県議会領域間の経済的不平等減少へ向けての要求が増大するについて高まってきた。

(7)　企業、政党および諸組織体

スウェーデンにおける地方分権化論議は、公共サービスだけではなく、企業や政党や諸組織体においても行われている。肥大化専門化オートメーション化に対する反動は企業で、さらに従業員基金への要望も私的権力集中の排除とみることができる。1983／84年度の賃金交渉に関しても、1950年代以降拡まっていた中央で調整する方式の代わりに全国的労使双方団体によって話し合われている。

(8)　まとめ

スウェーデンは、すでに包括的地方分権化がなされている政治制度をさらに分権化することを明確に決定した。その為の試験的活動は、いくつかの〝自由な地方自治体〟で始められることになっている。しかし中央集権化と地方分権化との緊張は依然として続くであろう。（‘Current Sweden’ No. 316, April 1984から姥塚文明要約）

アルヴァー・アールト展

フィンランドの産んだ世界的建築家であり都市計画家、デザイナーの Alvar Aalto (1898—1976) 展が、去る7月3日～31日の間、フィンランド国立建築博物館、日本建築学会、アルヴァー・アールト展日本実行委員会の共催により、建築会館ホールで開催された。

オープニング・セレモニーは、7月2日夕、パウリ・オパス大使ご夫妻、エリッサ・アールト夫人他本国からの多数の来賓、日本側では、森文部大臣、島津貴子夫人も出席され賑々しく行われた。隣国スウェーデン、全北欧のみならず、日本を含め全世界に影響を与えた巨人の足跡は、観る人の心を動かさずにはおかなかったが、それは国境を越えて呼びかけてくる自然と人工の見事な調和音であり、ヒューマニズムの調べであった。

研究会ニュース

福祉問題研究会

去る6月21日に、当研究所において、環境、社会政策研究所主宰潮見憲三郎先生により、「スウェーデンの福祉を支えるもの」と題した講話が行われた。

このご講話では、スウェーデン型福祉を理解するためには、同国がまず民衆のために徹した議会制度のもと、戦時中立、平時非同盟の外交方針を維持し、自由競争を尊重した資本主義政策、ノーマライゼーションを追求した社会連帯主義を堅持している国情を充分認識すべきことを強調された。

国防問題研究会

去る7月20日、当研究所において、元外務省欧亜局欧州担当官、前在デンマーク大使館一等書記官、現宮内庁式部官武田龍夫先生により、「戦略的地政論の中の北欧」と題した講話が行われた。

この講話では、北欧各国が夫々の事情から、NATO加盟、対ソ条約下における消極的中立、あるいは軍事力強化による対ソ防衛策を基盤とする非同盟政策等の種々な立場をとっている微妙なバルト海パワーバランスの実情を説明された。

＜SIPニュース＞

スウェーデン、1984／85の国際開発援助を増大

此程、スウェーデン政府は、1984／85財政年度の同国の国際開発援助を3億クローナ（90億円）増の70億4,600万クローナ（2,113億8,000万円）とすると発表した。増額分は、国際開発協会（IDA）への拠出金の増額及びアフリカの干ばつ被害地への援助に充当される。

供与を予定している数か国――スウェーデンを含む――は、現下のIDAの財政困難を修復すべく特別協定の締結に向けて努力している。スウェーデンは、また、前もって政府が提示した金額にさらに上乗せした額（4年間で3億2,000万クローナ＝96億円）の拠出を行なう予定であり、その付加分はUNDP、UNICEF等に供与される。

対アフリカ援助には、深刻な窮乏状況の救済並びに給水・潅漑プロジェクト、輸送、貯蔵植えつけ用の種といった自給自足力増強に結びつく予防策のための特別災害援助1億クローナ（30億円）が含まれることとなろう。なおこの種のプロジェクトのためのアフリカ開発銀行（the African Development Bank）に対しても、援助供与が行なわれる見込み。また、目下砂漠化阻止と地域のエネルギー供給確保のための新しい方法の開発援助を目的とする特別割当（2,500万クローナ＝7億5,000万円）並びに南アフリカの多数派統治諸国間の地域協力のための援助（同じく2,500クローナ＝7億2,500万円）が提案されている。

1982／87年度期の北欧地域の経済成長に関する調査

デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデンの経済研究所（同プロジェクトに携わったスウェーデンの研究所はストックホルムのＩＵＩである）によって共同出版された中期調査「北欧の経済成長見通し」の要旨、次の通り。

「1984年度春期の北欧地域の成長率は西欧の平均を上回り順調に伸びているが、国内総生産は、1982──87年度期に市場価格で、毎年2.1％の成長を遂げることが見込まれ、こちらはＯＥＣＤ加盟国の平均を下回っている。

1982年度第４半期以来のスウェーデンとデンマークの著しい上向き傾向は、基幹輸出産業の小景気と競争上の地位の向上によるものである。1982年度、1983年度と経済政策が極めて拡張的であったフィンランドを除き、1983年度において内需が成長の原動力となった国は北欧ではデンマークのみであった。ただし、フィンランドは路線を転換、目下西側諸国への輸出向け資源解放のために内需を制限するような政策に重きを置いている。ノルウェーもまた、単一にして主要な公共所得の財源である石油歳入の不振に即して公共支出を調節すべく内需の抑制を試みている。北欧四か国は総じて公共支出の抑制に苦労しており、ノルウェーを除き、憂慮すべき継続的な債務の累積を経験している。

北欧の経済拡張の安定性は、主としてインフレ傾向抑制の成否にかかっており、これまでの全北欧諸国の平均インフレ率は、ＯＥＣＤ加盟国のそれをやや上回る程度である。

輸出は、今後1987年末までの北欧諸国の成長の主因となるものと思われるが、その見込み伸び率は、各国で非常なばらつきがある。すなわち、スウェーデンは、毎年およそ６％輸出成長（量的に）を見込んでいるが、その他の国は以下の通り。ノルウェー──2.5%、フィンランド４％、デンマーク──4.5%。

石炭利用と水力発電拡張のための政府計画

此程、スウェーデンのエネルギー供給における石炭利用に関する法案並びに水力発電資源開発続行のための提案が、政府により提出された。

石炭法案の中で、政府は、以前国会が1980年代末の石炭使用量の目安として設定した年間400～600万トンという数値は、年間300～400万トンへ削減することができるとし、これを可能ならしめる要件として以下の三点を挙げている。

1　エネルギー消費の一般的減少

2　ヒートポンプ等の新技術や国内燃料利用への刺激

3　柔軟なシステムによる暖房のための電力利用

新法案によれば、今後、500KW以上の石炭火力発電所の新設は、当局の認可を受けねばならず、認可申込者は次の三点を証明する必要がある。

①　国内燃料の使用が、経済的または技術的に適さないこと

②　地域暖房あるいは天然ガスに依存しないこと

③　高い環境上の要求に見合った最新の技術を利用すること

また、スウェーデンの港の受容力は現在、石炭輸入の予定水準の対処には十分であるといわれ、政府としては供給保証のために海外の炭鉱といかなる契約も結ぶ意志はないという。ただし、長期契約は別で、政府はこれに関しては望ましいという表現を使っている。

酸性化をとめるにはなお一層の策を講じる必要があるが、石油火力発電の出す二酸化イオウ排出量は、1976年度来ほぼ半減しており、現在では石油の継続使用の場合に比べて年に２万～３万トンの減少と見込まれている。なお、年に400トン以上のイオウを出す石炭火力発電所の排出基準は、0.05～0.1ｇイオウ／ＭＪ燃料を超えてはならない（それより規模の小さな発電所の場合は0.10～0.17ｇ）。

昭和44年12月23日 スウェーデン社会研究月報 昭和5[illegible]年7月[illegible]発行 第16巻第7・8合併号 毎月1回25日発行 編集責任者[illegible]博 発行所 社団法人スウェーデン社会研究所 定価二〇〇円